

熱海市逢初川源頭部説明会（午前の部）

議 事 録

本議事録は、逢初川源頭部における質疑応答について作成しています。

1 説明会

- (1) 開催日 令和5年3月19日(日)
- (2) 開催時間 開会 午前10時 閉会 午前11時20分
- (3) 開催場所 熱海市役所第1庁舎4階第一会議室

2 内容

- (1) 逢初川源頭部不安定土砂撤去工事(行政代執行)の状況 【静岡県熱海土木事務所】
- (2) 逢初川源頭部北側隣接地の状況 【静岡県盛土対策課、廃棄物リサイクル課】

3 議事詳細

司 会	定刻となりましたので、ただいまより、逢初川源頭部北側隣接地等の説明会を開催させていただきます。 開会にあたりまして、熱海市長齊藤栄よりご挨拶をさせていただきます。
市 長	おはようございます。市長の齊藤でございます。本日は逢初川源頭部北側隣接地等の説明会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。 まず、伊豆山土石流災害では、先般、行方不明になられていた方の御遺体の一部が発見されました。改めまして、ご遺族の皆様にご心よりお悔やみを申し上げます。また現在も避難生活を余儀なくされている方々には、大変ご不便をおかけしております。熱海市といたしましても、国、県をはじめ、関係機関と連携を図りながら、復旧復興を最優先課題として、1日も早い復興に取り組んでいるところでございます。 災害対策基本法第63条の警戒区域の解除時期の見通しと伊豆山への帰還の時期についてでございます。警戒区域の解除につきましては、国の直轄工事による新設砂防堰堤の完成、それと静岡県の行政代執行による逢初川源頭部の不安定土砂の撤去、この二つを前提に地域の安全が確保された後に、速やかに解除して参りたいと考えております。現時点でこの新設砂防堰堤工事は、既に完了しております。そしてもう一つの不安定土砂の撤去につきましても、概ね出水期までの完了を見込んでいますと伺っておりますので、予定通り進めば今年の夏の終わりまでには、解除させていただきたいと考えております。 一方で、源頭部北側隣接地の安全性について住民の皆様から心配する声があることから、昨年12月に川勝静岡県知事に対して、安全性の検証と住民の皆様への説明を行っていただくよう要望を行いました。そして本日、この説明会を開催することとなったわけでございます。 本日は、静岡県の職員の皆様にもお越しいただき、この源頭部北側隣接地における安全性を主に説明をしていただく場を設けさせていただきましたので、どうぞよろしくお願いいたします。
司 会	では、続きまして本日の説明会には、静岡県の職員の皆様にも多数ご出席をいただいております。代表いたしまして、静岡県くらし環境部理事より、ご挨拶をお願いいたします。
県理事	おはようございます。本日はお休みの中、お忙しい中、説明会にお集まりいただきましてありがとうございます。また改めまして亡くなられた28名のご冥福をお祈り申し上げるとともに、ご家族の皆様にお悔やみを申し上げたいと思いま

	<p>す。また被災された方々には、先ほど市長さんからありましたように、市と県協力して、できるだけ早く元の生活に戻れるようにしっかりサポートしていきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。</p> <p>本日は逢初川の源頭部と言われているところの上側の土砂の撤去を今、県のほうでやっておるんですが、そちらの終わった後ですね、少し残るあたり、或いはその周辺の土砂の危険性がどうかというようなお声をいただいております。そこで、改めましてその辺りの皆様のご心配にしっかりお応えできるように、今日はこの説明会に参加させていただいているところでございます。</p> <p>まず、源頭部の土砂の撤去につきましては、5月末を目標に全て予定の土砂は撤去するというところで、工事を進めているところでございます。また、その下の砂防堰堤につきましては、既に工事が終わり、土砂の撤去と併せまして、警戒区域の解除に向けて進んでいくというふうを考えてございます。工事の方はまだ続きますので、安全には十分気をつけて工事を進めていきますが、引き続き皆様のご理解とご協力をお願いしたいと思います。</p> <p>この後、詳しく隣接地の状況について説明するとともに、工事の状況につきましても併せて説明させていただきますので、その説明を聞いた後、また疑問・疑念等ございましたら、何なりとご質問いただければと思います。本日はよろしく願いいたします。</p>
<p>司 会</p>	<p>ありがとうございました。次に本日の説明内容につきましてご説明申し上げます。まず、お手元に本日の次第をお配りしているかと思えます。こちらのスクリーンにも投影してございますが、まず初めに次第の2の(1)逢初川源頭部不安定土砂撤去工事の状況と(2)源頭部北側隣接地の状況につきまして、静岡県からご説明をいただき、そこで一旦質問をお受けいたします。その後でございますが、次第2、(3)その他としまして、いわゆる第2の盛土と言われる箇所等の状況につきまして、説明をさせていただく予定としております。なお、これから説明いたします箇所の位置につきましては、お手元に、A3の1枚紙、「対応状況図」というのを添付しているかと思えますが、ここに位置の方は記載しておりますので、ご参考としてください。</p> <p>それでは初めに、逢初川源頭部不安定土砂撤去工事(行政代執行)の状況につきまして、静岡県熱海土木事務所より説明をお願いいたします。</p>
<p>熱海土木事務所</p>	<p>皆さん、おはようございます。私から、逢初川源頭部不安定土砂撤去工事につきましてご説明をいたします。お手元にA3判の折り畳みの資料で「逢初側源頭部不安定土砂撤去工事」という資料をお配りさせていただいております。これと同じものを画面で表示しながら説明をして参りますので、よろしく願いいたします。座って説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。</p> <p>本工事は源頭部の不安定土砂、約2万m³を撤去いたしまして、熱海港の仮置場に運搬するという工事でございます。現在伊豆山地区の立入りが制限されている警戒区域が解除できるよう今年の雨季前、令和5年5月ごろまでの完成を目標に工事を進めているところでございます。図に少し見えにくいですが、白い線が2箇所ございますけれども、こちらに工食用道路を設置いたしまして、土砂を掘削・搬出しているところでございます。また、赤く囲った3か所になりますけれども、こちらの上の2か所ですね、こちらの2か所は土砂をすべて撤去いたしまして、それから左の大きい場所になりますけれども、こちらにつきましては安定勾配となるよう土砂を掘削して参ります。最後先ほど説明いたしました左側の赤い部分でございますけれども、こちらの断面図でございます。前の写真でいきますと、右側の方がAということで少し低いということになっております。こちらにつきましてははですね、2割3分の安定勾配にするということで工事の方を計画しております。その後の掘削後、雨が降っても崩れないように表面に植生工を行</p>

	<p>い、また排水対策も実施して参ります。</p> <p>次に、工事の進捗でございます。昨年10月に工事に着手いたしまして、本年1月から工事用道路と土留め工の設置を開始いたしておりまして、現在2月末から土砂の掘削運搬を実施しているところでございます。写真をご覧ください。お手元のパンフレットですと中段の写真になりますけれども、こちらが最初の一番表の写真で、黄色く示した部分になりますけれども、左手が土留め工事になります。撤去範囲の下流に設置し、土砂の流出を防止するものでございます。次に右側になりますけれども、現在の掘削状況でございます。この後下段になりますけれども、土砂の搬出状況といたしまして、ダンプトラックに積みまして、シートをかけて土砂が道路に落ちたりすることがないようにすると。こちらにつきましては、基準値以上のフッ素や鉛が検出されたことから、大型土嚢に土砂を積み込んで、シートをかぶせてダンプに搬出するという作業をしております。工事中は資材や土砂の運搬する車両が現場周辺から熱海港までの間を往来いたします。注意して作業を実施して参りますので、引き続き皆様のご理解、ご協力をお願いしたいと思います。</p> <p>次に逢初川源頭部における計測機器ということで少し工事とは別ですが、ご説明をいたします。熱海土木事務所では源頭部におきまして、被災直後の一昨年の7月から昨年の9月まで計測機器を設置しまして、観測をしております。雨量計、それから地盤伸縮計、傾斜計を設置し、雨量の計測、地表の変位、傾斜を計測いたしました。配置につきましては、図面に示してある通りでございます。発災時の雨量が、熱海観測所におきまして令和3年の7月ですけれども、7月1日から7月3日までの間で、連続で408mm、期間雨量としましては449mmを記録しております。この大雨で伊豆山の土石流のほか、熱海市内では法面崩壊による伊東線の運休、それから沼津市内になりますけれども、橋脚の沈下による黄瀬川大橋が通行止めになったというような状況がございます。発災後は、赤く矢印で書いてございますけれども、8月15日に時間雨量47.5mm、それからその時の連続雨量が179.5mmの大雨を記録いたしました。この一連の降雨で源頭部の一部が少し小崩落をしております。その時の写真が左下に示しております。この際に、伸縮計が0.5mmの軽微な変位を捉えましたが、その後の変動は収束をしております。いずれにいたしましても、これまでの伸縮計で顕著な変動は認められておりません。</p> <p>次に変位を計測する伸縮計を補足します傾斜計について説明いたしますけれども、こちらにつきましても、顕著な変動は認められておりません。左岸側の伸縮計BK5ということで、令和4年の3月以降に微小な変動がございますけれども、こちらの斜面でも異常は確認されておりません。これまでの結果、土石流発災時を上回るような連続雨量だとか時間雨量を観測しておりますけれども、源頭部周辺で顕著な変動は観測されておりません。源頭部の土砂撤去の工事の着手に伴いまして、一部の計器は撤去をしておりますけれども、工事中は現地におります施工業者が現場の確認を徹底して引き続き工事の方を進めて参りたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>熱海土木事務所の説明は以上となります。</p>
司 会	<p>ありがとうございました。続きまして、逢初川源頭部北側隣接地の状況につきまして、県盛土対策課、廃棄物リサイクル課よりご説明をお願いいたします。</p>
県盛土対策課	<p>おはようございます。本日はお忙しいところ、お時間いただきましてありがとうございます。本日も予定しているのは、今後、災害警戒区域の解除に向けて、源頭部北側隣接地の安定性について、少しお時間をいただいて説明をしたいと思っております。資料の方は、基本パワーポイントを使って説明いたしますものですから、画面の方を見ていただきたいと思います。その前に1点だけすみません、この配</p>

布させてもらったA3、「源頭部周辺における土地開発行為に係る対応状況図」というのを一度ご覧になっていただきたいと思います。先ほど熱海土木事務所から説明していただいた行政代執行に基づく撤去作業については、この資料の中の①と書かれた部分、「土砂の盛土」と書かれている部分の話をさせていただいているところがございます。

源頭部北側隣接地というのは、この6'と書かれている部分の話を予定しています。位置の関係を少しおさえたかったものですから説明させていただきました。ちなみにですね、この①の土砂の盛土については、当時熱海市にA社の方が、土採取条例に基づく届出を行っていたことから撤去の命令をして、命令に応じなかったことからA社に代わって県が行政代執行を行い、今、撤去の工事を行っています。ちなみに工事が完了した後、撤去に要した費用は、A社の方に求償することになっています。

では、画面のパワーポイントの方を見ながら皆様に、源頭部の安定性について少し説明させていただきたいと思います。

まず最初に逢初川土石流の原因究明ということで、静岡県が行ってきた流れを少し説明させてください。逢初川源頭部で起きた土石流の原因究明のために県は、発生原因の調査検証委員会を設定しています。その中では、行政だけではなく、技術の専門家による指導ということで、土木学会、地盤工学会、砂防学会の推薦を受けた大学の教授の方々に委員の専門家になって頂いて、ご指摘・ご助言を頂きながら、発生原因究明チームという作業チームで、検証を行って来ています。内容についてはホームページに載っていますし、委員会の内容については、議事録も含めてホームページの方に公表させていただいています。その内容がかなり多いものですから、今回、少し抜粋をして説明することにしています。

次ですけれども、この航空写真ですが、平成20年12月12日当時の撮影写真です。たまたま、こちらの方の写真を撮っていて、当時の状況が分かる写真です。今日説明する北側隣接地については、この中で赤く丸を囲った部分の盛土になると思います。ちなみに、この赤く囲った部分の下流側が、今回の土石流災害が発生した場所になるところで、こちらの方は航空写真を見た感じとすればまだ多くの盛土をされた形跡はちょっと見られない、一部ちょっと工事用の搬入ルートっぽいもののようなものが見えますが、まだ盛土はされていないのかなというところの、平成20年12月当時の航空写真ということで紹介させていただいています。

次ですけれども、今回紹介する北側隣接地の位置関係ということで、資料左側の方に緑色の着色している部分です。北側隣接地の盛土は、谷を埋められている可能性が高く下流の逢初川の最上流部に位置して、集水面積が小さく、比較的谷が浅いため、ここまであまり侵食されてこなかったです。

次が地形地質の調査結果です。県では、今回の逢初川源頭部については地形の改変の状況を航空写真やレーザー測量結果に昔の写真を合成化して、取り込んで地形図を元に地形改変履歴という資料を作成しています。これによって何が分かるかということ、赤く着色した所が盛土をされた所、逆に青い所は、切土をした所ということが分かります。また赤が濃くなればなるほど盛土が高くなり、逆に青も濃くなればなるほど深いという形で評価しています。結果として、鳴沢川の上流側には、青色の部分の所の土が、この辺りが今回説明する、北側隣接地とされている所なんですけれども、こちらの方に盛られたという可能性があると思われています。実際は、この鳴沢川の上流側の土がこの赤い所に盛られたということのうちの方は想定してしまっていて、その赤い所の土というのがこの左側にある赤土と言われているものになります。一方今回崩壊したと思われている所は、右側の下の方になりますが、崩壊した土砂の盛土については、こちらに現場の方で採

	<p>取してきたものなんですけども、黒っぽい、こういったものが盛土されています。</p> <p>土石流災害を引き起こした土は、平成21年以降に盛られたということが分かっていることから、神奈川県から運び盛られたと推測しています。よって北側隣接地の盛土とは、色も違うものだと思います。併せて土質の試験も行ってまして、黒っぽい土に比べて赤っぽい土は、透水性が相当良いということも分かっています。あと北側隣接地の盛土と今回崩壊した盛土は、施工された時期がそもそも違うと県のほうは認識しているところになります。崩壊した盛土の方は水を通しにくいということと、底面付近の地層が極めて水を通しやすいです。北側隣接地の盛土と崩壊した盛土は、水の浸透や施工された時期が異なる別の土砂だということ、県のほうは考えています。</p> <p>あと、逢初川の源頭部の方の表流水、雨水の関係についても少し紹介したいと思います。この表の上書いてあるのが3日間観測された合計の雨量と、時間雨量を併せたものです。そのうち左側の下の方見ていただきたいんですけど、これが1時間雨量についての資料になっています。盛土施工後から、7月の土石流までの間に災害実績以上の雨量を観測した、この赤いのが今回発生したときの雨量ということになっています。それよりも多い雨量がないですよということを証明しています。これが72時間最大という形で観測されているんですが、今回の土石流災害後に現場を確認しています。土石流が発生した直後に、大雨が降って、土石流が発生したという状況になるとすれば、その周辺に大雨が降った痕跡、傷跡が残るだろうということで、いろいろ現場を確認しています。写真左側の12、13特に、14番の写真を見ていただくと、痕跡の方はないので、災害を引き起こすようなたくさんの雨量が流れ込んだとは考えにくいと考えています。</p> <p>最後ですけども、少し源頭部の隣接地についてまとめさせていただいています。源頭部の北側隣接地は、標高が高く盛土に地下水や表流水が集中しやすい場所で、隣接地の盛土は、土砂が水を通しやすく崩壊した盛土の土砂とは別のものである。崩壊後も北側隣接地の盛土には変状がなく、盛土内の飽和線の上昇の傾向も見られない。従って、源頭部の北側隣接地の盛土は、他県から持ち込まれたと思われる盛土と同じように崩壊させる危険性は低いと県の方は、考えているところでございます。以上が逢初川源頭部北側の隣接地の状況です。</p>
<p>県廃棄物 リサイクル課</p>	<p>続きまして廃棄物の関係についてご説明をさせていただきます。目の前のスクリーン、それからお手元の図面ですと6と書かれたところになります。産業廃棄物について、県の考え方と現在の取り組みについてご説明させていただきます。この6の区域でございますけれども、建物の解体工事に伴って生じた産業廃棄物であります瓦れき類、これが推計になりますけれども、約1500立方メートルが平成21年頃から前の土地所有者に関連した者らによって持ち込まれました。これらの瓦れき類は、本来持ち込んだ原因者によって撤去される、或いは撤去すべきものでありますが、この一帯の土地を取得した所有者が、平成25年4月ごろに土の中に埋めたため、現在は廃棄物がむき出しになっているという状況はございません。しかし、この区域に産業廃棄物が埋められたことは事実でございます。県は廃棄物を撤去するよう現在の土地所有者に行政指導をしているところでございます。</p> <p>今説明したとおり、現在6の区域に残存、残っている廃棄物につきましては、土の中に埋められている状態にありまして、これらの瓦れき類が外部に流出したり、この区域を流れた雨水等を汚染するという状況は確認されておりません。先ほど盛土対策課から、源頭部北側隣接地は安定している旨の説明がありましたとおり、現時点でこれらの瓦れき類があったことによる崩壊の危険性は低いというふうに考えております。このため、県が、現在の土地所有者に代わって、代執行によって、廃棄物を処理することは予定しておりません。</p>

	<p>この廃棄物に関しましては、現在の土地所有者に適正に処理をするようにということで指導をしているところでございますが、具体的な計画が進んでいないため、今後も粘り強く行政指導を進めて参ります。現在の土地所有者が具体的に廃棄物を処理することになった時は、現地、この土地の安全性等にも十分配慮しながら、早期に処理が進むよう指導をして参ります。廃棄物について廃棄物リサイクル課からの説明は以上となります。</p>
司 会	<p>ありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきましてここで質問をお受けいたします。質問のある方は、その場で挙手をしていただき、指名を受けてから発言をお願いいたします。なお、発言の際は、係の者がマイクをお渡しいたしますので、マイクを用いてのご発言をお願いいたします。それでは、ご質問ある方、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。</p>
住民1	<p>すみません。一つ、先ほどD工区と今回の崩れた部分のところは別の時期に、造られたから、関連性がないようなお話をされたんですけど。単純に思ったんですが、平成21年度までに造った所、平成21年から平成24年か25年までやった所、それって時期が違っていても連続しているというふうに捉えられるのではないのでしょうか。広い所をやった時に、まずDをやって、その後こっちをやったということを考えれば、やった時期が違うことだけをもって別のものだっていう証明にはならない気がするんですけど。いかがでしょうか。</p>
県盛土対策課	<p>ご質問ありがとうございます。おっしゃられたのは、平成21年までに盛土されたものと平成21年以降に盛られた盛土が連続している可能性があるのに、それだけをもって安全性を評価するのは間違いではないかというご質問でよろしいでしょうか。</p>
住民1	<p>安全性がどうかということではなくて、施工時期が違うので、全く関係がないよという取扱いを今されているじゃないですか。だけど、関連しているのではないですかという質問です。関連性を否定するだけの理由がないのではないですかという。それだけで、関連性は否定されないのではないですか、ということです。</p>
県盛土対策課	<p>ご質問ありがとうございます。こちらの方としては、施工時期が違うという内容について、今回土石流災害を発生した土というのは、右側の下の方に書いてあるように崩壊した盛土の土砂ということで、黒っぽい土砂という形になります。こちらの方、透水係数とか、そもそも土の成分が違うっていうふうな話もありまして。こちらの方はどちらかという透水性の低い、俗に言う粘土っぽい土、そういったもので水位の影響によって崩壊する可能性が高いのではないかと考えています。その一方、平成21年までに施工した土は、熱海のここの赤褐色のままに「赤井谷」と言われている地名の土ではないかと思われるんですけども、こちらの方の赤い土はこの黒い土に比べて、透水性が非常に高く、裏から水が集まったとしても、その土の水が、悪い影響を及ぼす可能性は低いというほうは考えているので、施工時期が違うというよりも、土の成分そのものが違うので、北側の隣接地の方は安全ではないかというふうに考えているところになります。</p>
住民1	<p>すみません、何度も申し訳ないです。安全かどうかということのを伺っているのではなくて、関連しているんじゃないですかという質問をさせていただいているんです。土の成分がたとえ違ったとしても、そもそもあちこちから持ってきた残土の寄せ集めですよ。土の質が違うって当たり前じゃないですか、単純に考えて。私はそう思ったんで。土の種類が違う、時期が違う、それだけで関連していないよって、ちょっと乱暴なのかなと思ったもので、質問してみようかなと思ったんですが。あちこちから持って来た土ですよ。その黒い土だって赤い土だって元々そこにあっただけではなくて、どこかの建設現場から持って来てそこに溜まっていたわけですよ。違って当然ではないですか。同じ所から持って来て</p>

	るわけじゃないじゃないですか。色々な所からトラックが来てますよね。
県盛土対策課	すみません。もう一度お答えしますと、この隣接地の盛土自体もどこか多数の所から持ち込まれた可能性があるのではないかってご指摘ということでよろしいのでしょうか。この北側隣接地の盛土については、現場の方の土の採取をした時にこの赤井谷と言われているところの由来の土が、一様に広がっていたものですから、この北側隣接地の盛土自体が多方向から持ち込まれたということは、こちらの方は現場を見る限り想定しなくて、そういった回答をさせていただいております。逆に下流側の南側のこの崩壊した盛土の土砂、この黒い色の土については、おっしゃられたとおり、ここにも書いてあるように外から大量に持ち込まれた可能性が高いなというふうに考えているところなんですけども。このような回答でよろしいでしょうか。
住民1	北側隣接地だけに限ることなく、全体的に見てみると、盛土をされている所、切土をされている所、色々あるじゃないですか。だからそれを全て一体的に関連しているんじゃないですかというお話で。北側だけに限ったことではなくて、それぞれ色々な所から土が来たり、そこを切土したものがそこに入っていたり、そういうことってあるじゃないですか。それなのに時期が違うことと砂の成分が違うことだけをもって、D工区だけ別のものと考えますよっていうのはどうなんだろうなって思ったんですが。
県盛土対策課	すみません。ちょっと我々の回答が今良くなかったかと。まず、ただいま安定だと言って説明したところは、こちらのA3の表でいうところの6ダッシュと6の産業廃棄物が載っているこちらのお話をさせていただきました。盛土をどなたが入れたかというのはちょっと別といたしまして、ずっと逢初川の上流のところ盛土されているということに関しては、今おっしゃられたようにそれ自体は別に我々の否定するものではございません。ただ今、行政代執行で行っている所の少し上の方が今ちょっと取らずに残されているので、そこが皆さん心配だということで伺っております。我々が調べた中では、一つは、時期は色々としても相対的に上流が、今言っている6、6'のところの土の方が下の今回崩れた所、その数値と比べて土の性質が違うということを説明させていただきました。
県盛土対策課	すみません。D工区の話につきましては、これから、その他のところでお話しますので、その話を聞いていただいて、もう一度質問していただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。
司会	はい、他にいかがでしょうか。進めさせていただきます。それでは続きまして、次第のその他といたしまして、ただいまの説明箇所以外の土砂崩落箇所周辺の状況につきましてご説明いたします。すみません、準備がございますので少々お待ちください。
東部農林事務所	すみません、お待たせいたしました。よろしくお願ひいたします。ここからの説明になるんですけども、先ほどのところからちょっと離れまして、通常の第2の盛土と言われるところの進捗状況について、ご報告させていただきたいと思っております。内容自体は岸谷地区の自治会の役員会さんの方には、以前ご説明させていただいたんですけども、内容が重複するようなどころもございますので、その点をご了承ください。 皆さんのお手元にある航空写真の資料、そちら②番と③番と⑦番、こちらの部分が通称第2の盛土と言われている所になります。この3か所の開発行為につきましては、県では関連した開発行為であるということで、森林法に照らし、問題があると認識しておりまして、現在所有者に対し是正指導を行っているというような状況でございます。この中の2番の太陽光発電施設については、宅地造成法の許可がおりているということでございますので、こちらは法を所管する市の方が主導で指導していると。それに対しまして3番、7番ですね。こちらの緊急伐

採箇所、土砂投棄箇所については、森林復旧するということは大前提になるものですから、県主導で指導していると。そういう形で市と県で分担しながら進めているというような状況でございます。

ここで今までの指導経緯について、簡単にご説明させていただきたいと思いません。指導の流れといたしましてはまず、令和3年の12月に森林における開発行為の中止と土砂流出等の防止ということで、災害防止に係る措置をなさいと計画書の提出を指導文書により指導したというような流れがございます。林地開発の制度に関する問題については、所有者と県の見解が相違していますが、所有者は県及び市の指導に従うという意向が示されていたものですから、そういうところで指導の結果、昨年5月に早期の対応としてまずは安全を確保するための応急復旧の計画書の提出が5月9日時点でされた。それに伴い、応急復旧工事をさせたというような形です。

応急復旧工事につきましては、昨年の6月14日に完了してしまっていて、終わった後、今度は復旧をなさいと恒久復旧計画書の提出を指導いたしました。これについても緊急的にまず対応が必要な3番と7番の箇所ですね、緊急伐採箇所と土砂投棄箇所について先行して是正をなさいよということで指導して、昨年11月17日に計画書を県の方で部分承認したというような形になっております。こちら参考に応急復旧後の施工状況の写真でございます。基本的には、まず斜面から流れる土を下流側へ流さないということで、大きな沈砂池を設けさせたというのと、ちょうど土砂投棄箇所が谷地形になっているものですから、そちらに水が流入しないように小堤を設置させまして、水を流れ込ませないような施工をさせております。あと斜面上に播種、種を撒いて緑化を図りなさいということで、緑化を施工させた。その3点応急的な工事をさせて、6月14日時点で完了したというような形です。

それと併せてなんですけれども、行政側の対応としましては、毎週県と市で連携しましてパトロールを実施しております。そのパトロールの結果、何かしら不備があったら、先方に指導を継続的に今も続けているというような状況でございます。ちなみに、現場からの土砂の流出状況を毎週確認をしまして、これは応急復旧が終わった直後の沈砂池の状況で、これは昨年ぐらいのちょうど台風シーズン終わったぐらいの時期の沈砂池の状況なんですけれども、この土の堆積状況なんかを見ているんですが、今のところ土砂が流出したというような痕跡は見られてないという状況です。その理由としましては、やはりその上の方からの水の流入を土堤によって止めたということと次の令和3年の11月の写真で、その1年後の令和4年の10月末ぐらいの写真なんですけれども、やはり、その斜面上の土にかなり草が生えて、そこからの土砂流出が止まったということで、比較的仮設沈砂池の方には土砂が流れ込んでいないのかなというような状況が確認されました。

次にここから本題の話になりますけれども、これちょっと古い写真なんですけど、こちらが緊急伐採箇所、こちらが土砂投棄箇所ということでこれから恒久復旧計画のご説明に入りたいと思います。今回最終的な復旧計画の中で重要なところが2点ございまして、まず1点としましては、土砂投棄箇所。ここが無造作に土砂が投棄されているため、緊急性が高いことからこの土砂を何とかしなさいよというところが1点。もう1点としてこの裸地化した部分、ここについては森林機能がほぼ失われて、ここに降った水自体が無造作に流れてしまうということで、基本的にはこの土砂の撤去とこちらを森林に戻して森林機能の復旧を目指すということで、この2点に重点を置いて指導したというような状況でございます。詳細内容なんですけれども、基本的に先ほど言ったように、第1にこちらの投棄された土砂の撤去、2点目として、こちらの平地の裸地化した部分の森林の復

旧ということで、植生基盤を作るということになります。こちらについては、こちらの土砂を有効利用しまして、植生基盤を作るということで、ある程度こちらの方に基材として土砂を流用させていただきまして、そこに全面樹木を植栽するという形になっております。次にこの周りの盛った部分の斜面上については、植生マットという種を入れた土砂が流出しないようなマットなんですけれども、それを全面に張り巡らします。さらにその外側に、先ほど写真にあったような水をコントロールするための土堤を周囲に全部設置します。さらにここに降った雨等の水を上手く排水するために、まず谷側に水を落とさないということと、最も安全と思われる尾根地点に分散排水するというので、排水地点を設けるというような形になっております。あと現場を調査したところ、ここ最近、熱海の皆さんも感じているかもしれないですけど、鹿がだいぶ増えていると。かなり鹿の足跡が多いものですから、植栽した後、結局木が食われちゃうと森林にならないものですから、周りに鹿対策で防護柵を全面に設置させていただくような形になります。

次にこちらの斜面の後処理になります。こちらについては基本的にこちらからの水の流入は止めるんですけど、当面ここは森林になるまで土砂の流出があるものですから、沈砂池をまた新たに設置します。次にこの沈砂池の上の比較的緩斜面な部分については、こちらも全面的に植栽をして森林に戻すと。中腹部については、若干ちょっと傾斜がきつくなってくるものですから、階段状に柵を設置しまして、斜面には一応全部緑化マットを施工すると。その間に全部植栽するというのでこちら樹木の植栽をするというような形です。さらにこちらに多分露出する斜面については、種子配合した植生マットを全面に張りまして、こちら緑化をしていくということで、全体計画としてはこういう形で進めているというような状況です。

実はこちら11月に計画書をいただいてから、なかなか事業者が決まらなかったと。やっぱり全国的にも非常に目立っていますし、施工するにあたって業者を選定するもなかなか受けてくれる業者がなかったと。その間、我々もそうは言ってもやってくれなきゃ困るということで指導文書を何度か送らせていただきまして、先方からようやく2月の頭ぐらいに業者が決まりましたという連絡がありまして、その後準備等があつて2月の27日に業者が入るといった話があったものですから、現場確認をして着手を確認したというところなんです。それから大体業者が入って10日ほどした3月7日の映像なんですけれども、現状うちが確認した中ではこのバックホーが4台入ってまして、こちらの特装車という土砂を運搬するキャタピラーのダンプですがこれが2台。あと実際に土を転圧するローラーも入っていたというような形で、作業は進められておりました。こちら見ていただくと、斜面に盛られた土、これはオーバーハングしているようなかなりでかい盛土なんですけれども、こちらは3月7日時点の写真です。次、つい一昨日ですね、7日から大体10日ぐらい経ったんですけども、大体10日でこちらの盛土の方が大体撤去されていたということで、中腹部の斜面についてはほぼ土砂撤去されているような状況でした。次の写真がこれ下側から見たところなんですけれども、こちらに木の根株があつてこれが埋まっていた状況だったんですけども、10日後、一昨日の時点でこの根株の先端まで出ているもので、一応これ地山、もともとあった山もすべて撤去しているというような状況でして、当初想定していたよりもかなり急ピッチで進めていただいていると。比較的施工業者さんが元々法面の専門の業者で、基本的に公共事業等も受けている会社であるものですから、仕上がりにしてもかなり綺麗に作業も進めていただいているというような状況でございます。ちなみに最終的にどんな形になるかっていうところは気になるところだと思うんですけども、伊東市で、令和元年にかなり大きな災害がありま

	<p>した。池地区という所なんですけれども、かなりの山腹斜面が崩壊しまして、県の方の治山事業で同じ工法をやっているところがありまして、それをちょっと参考に見ていただきたいと思います。これ被災直後の山腹斜面の状況です。これが一応整理しまして、基本的に工事が終わった後ですね。先ほど言った植生マットをベースにした斜面の緑化の工事になります。これが1年5か月後の写真になるんですけれども、ほぼ緑化が進みまして、森林に戻りつつあるような状況になっている。こうなるとほぼもう土砂は出てこないような状況になりますので、これと同じような形に多分なってくると。もう1箇所、こちらもさらにでかい同じ伊東市の地区の山腹崩壊地なんですけれども、こちらにつきましても、こういう形で最終的にはマットをベースにした緑化工を施工している。これは日当たりの良い所で場所が良いと、これは5か月後の写真なんですけれども、このような形で緑化の方は進んでいるというような状況でございます。特に見ていただきたいのはこの盛土部分の斜面なんですけれども、こちらマットで施工している所としていない所なんです、やはり5か月後でこれだけ差が出てくるということで、緑化工を施工した所としていない所で大分これだけ差が出てくる。基本的には今回、盛土の部分については、全てこの緑化工を全面的に施工するという形で進めておりますので、想定としてこういう形に復旧してくるのかなということで考えております。</p> <p>県と市につきまして、工事の指導と併せまして、パトロールも引き続き実施していくと。安全確保のためにその辺りは常に工事も監視しながら指導は引き続き行っていきたくと思います。森林に関する指導として最も違うところというのは、通常の土木工事なんかですと、工事が完成して終わりなんですけれども、我々森林部局としましては、こういう是正指導を行った後、ここが完全に森林に復旧するまで何年かかっても指導は続けていくと。それが復旧しないということは、その都度指導してきまして、完璧にその森林機能が保全されるまで、継続的な指導を行っていくというところが通常の工事と違うところなものですから、その辺りはちょっと安心していただいても良いかなと思っております。常に監視の目を光らせ、森林になるまで面倒見ていくというような形になります。盛土につきまして以上でございます。</p>
司 会	はい、ありがとうございました。それでは続きまして、④宅地造成箇所の状況につきまして、熱海市よりご説明いたします。
熱海市	<p>よろしく願いいたします。私の方からは、④番の宅地造成の経過説明をさせていただきたいと思います。航空写真のこの④のところですね、④宅地造成というところの経過というところでございます。</p> <p>この箇所につきましては、平成18年に前土地所有者が分譲地を目的に都市計画法の開発許可を取得していますが経営状況の悪化から、現在開発が中断し、また法人は解散状態というところでございます。令和2年に現事業者が開発許可の地位の承継をしていると。現事業者と地位承継以降、今後の開発についての協議をしていますが、令和3年度、土石流災害以降は協議が行われていなかったというところでございますが、現在協議を再開いたしまして林地開発許可権者の静岡県様と指導を重ねており、安全性につきましても現況森林に復旧しつつあり、崩落も見られないことから、直ちに大規模な土砂の崩落や流出が発生する危険性は少ないものと見解を伺っております。引き続き定期的に監視・パトロール等を実施して参りたいと思っております。簡単ですが私のほうから報告させていただきます。以上でございます。</p>
司 会	はい、では、説明は以上でございます。ここで質問をお受けいたします。ご質問のある方は、その場で挙手をお願いいたします。
住民2	すみません、7月頃には安全宣言が出るっていう話なんですけれども、実際の

	話、いくら安全宣言が出て、道路が何にもないですよ。それで、道路工事を始めれば当然重機が走り回ると思うんですよ。その辺のところはどういうふうに考えているのでしょうか。
司 会	道路というのはどこの道路でしょうか。
住民2	岸谷本線から岸谷に抜ける道と、岸谷クラブのところから、停留所の方に抜ける道、そのところが全く、その道路が全く使えない状態なんですよ。それを使えるようにしようとするのと相当の工事が始まると思うんですけども。ですから、安全宣言が出て何の意味もないと思うんです。どうでしょうか。
副市長	すみません、ただいまのご質問について避難されている皆さんが本当に気になる場所だと思っております。今日はまず、63条の警戒区域解除の前提になる源頭部の安全性についての説明会ということで行わせていただいておりますが、これはまずその安全性が確認できないと警戒区域解除に至らないというところでもあります。63条の警戒区域は法律に基づいて立入禁止となっておりますので、今皆さんにご苦勞かけているわけですけれども。我々として、その流域の安全性の確認等が取れば、まずは警戒区域のいわゆる法律に基づく警戒区域については解除したいというふうに考えております。皆さんご心配のように工事が引き続き続きますので、工事による立入禁止区域みたいなものってというのは、引き続き残るといふふうに考えておりますが、その中で、車で自宅の所まで行けるかどうかということではなく、帰れるエリア、ライフラインが整っているエリアの方については、もう1日も早く帰りたいという皆さんの声を聞いておりますので、帰れるエリアをこちらで皆さんにお示しして、順次帰っていただけるような環境を作っていきたいというふうに考えております。あのエリアの河川道路が全部整うまで皆さん帰れないということだと、やはりおっしゃるとおり、時間がかかり掛かってしまいますので、順次帰れる方から帰っていただけるような道筋を示していきたいというふうに考えておまして、それにつきましては、4月に入って、改めて説明会をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。
司 会	はい。では続きまして、どうぞ。
住民3	太陽光発電施設と③の緊急伐採、⑦の土砂投棄のところなんですけども、緊急伐採して認めてしまったところをなぜ今、もう1回土砂を取って植栽するのか、その費用ってというのは誰が持つのか。またその投棄した土砂を上上げるって言うんですけども、それは本当にここ切土したものだけなのかどうか。そういふのはきちんと確認ができていのかどうか、私がちょっと前にもう1年以上前なんですけども、この③の緊急伐採に行った時には、土砂が盛り上げられた所には碎石みたいなものがいっぱい入っていたと思うんですけども。それって本当に地山にあったものなのかどうか、それを確認しているのかどうか。 あと、②の太陽光施設ですけれどもこれ、今の熱海市の復旧計画の中でも、復旧計画の中では保安林として指定されているところなんですよ。県の方の資料見ても、いつの間にかそれがなくなってしまった。林野庁の方でも、ホームページを見たら1月ぐらいまではこの太陽光施設のところは保安林で指定されていたのがいつの間にか見えなくなってしまった。なぜその所がいつの間にか保安林じゃなくなったのか。聞いたところによると、事業者の方からこのところは保安林の場所じゃないよって言われたら、はいそうですかって認めちゃったみたいなんですけども。それって本当いかなものか。あと、D工区の方の話はまた、その後させていただきたいと思っております。
司 会	はい、それでは3番の工事の所につきましては、東部農林事務所様の方からご説明よろしいでしょうか。
東部農林事務所	何個か質問があったと思うんですけど、まず緊急伐採箇所になぜ今頃って話が

あったんですが、当初、伐採届自体森林法の制度上まず市の権限だったんですね。その後今回その一体性をとって1ha以上の開発ということで県の方の指導になったんですけども。過去の経緯からすると緊急伐採箇所については、基本的に市が受けた時に、これは熱海市さんからも確認していただければ良いと思うんですけども、緊急伐採箇所について緊急伐採届が出た時に相手からここを森林に戻すというような書面も付けて出されていたんですけども、それが何年経っても森林に復旧しないと。そういう話で、結局その指導に従っていないというところがあって、今回その林地開発を取った時の原因の一つにもなってますね、要は言うこと聞いてないんですよ。やることやってない。そういうことで林地開発の方をとっていったっていうところもあるんですけども、基本的には元々ここは伐採をやった後に森林に戻すと向こうから書面が出ていたんですね。それをやってないというところから、向こうが県の林地開発指導の中で復旧するという流れになったというような状況でございます。

あともう一つ質問の関係で土砂の関係なんですけれども、今回の土砂投棄箇所の土砂なんですけども、基本的には過去の経緯から見ると、緊急伐採箇所の裸地の部分、ここはちょっと山を切り飛ばしているものですから、ほぼほぼほとんどがそこを切り飛ばした時の土である、現場の土であることは間違いないんですけども。ただ令和3年の6月ですかね、また土砂を投棄するという事実が発覚しまして、それで現地確認を行った。その時にちょうどその投棄をしている途中だったんですけども、それについてはどうも他から持って来たんじゃないかというところがございます。それは確かに100%現場の土ではないということは多分言われると思うんですけども、ただどれぐらいどこから持ってきたものかということ、うちの方も捜査機関ではないものですから、その辺りは全て100%把握しているというような状況ではないです。ただ割合的には現場での発生土の方が多いのかなというような状況です。もちろん今回植栽に使う土につきましては、有効に活用した後、どうしてもその基準上、要は活用できないものについては外部で処理したりとか、適正な処理をするということの前提で計画書をいただいておりますので。そこについてはあくまで基準に沿った形で指導しているというような状況です。あと費用につきましては、完全に所有者側に全て持たせたいんですけども、通常、県で直営でやれと言ったら代執行出してやるのが一番良いんですが、基本的に代執行だと血税を使って直すことになるわけですよ。結局やった後に相手に求償する話になるんですけども、そういうわけではなくて基本的には向こうに対して、あんたがやったんだからちゃんと落とし前つけてちゃんとやりなさいというような指導をしている。基本的にはそれに対して向こうもやりますということ。今指導に応じているものですから、基本的にはすべて向こうの費用で工事をやっていただくと。工事内容についてはこちらの方の納得のいく形で計画書を出して仕上げさせていただくというスタンスでやっております。

あと保安林の関係ですね。これはすみません。非常に申し訳ないということで謝らせていただきたいんですけども、こちらの方の保安林が、当初太陽光発電を開発する段階の時に、どうもそこは保安林にかかっているのではないかということで、当時の担当者が現場を見に行っています。その時に現地確認をしたら、その太陽光発電の上側の方に保安林がございまして、実質上保安林とは重なっておりません。なぜそういう話が出たかということ、県で持っている森林情報システムというシステムがございまして、それに大体保安林の箇所が落ちております。その時にそのシステムを確認するとこの太陽光発電と重なっていたんですね。その時現場に行った担当者が戻って来てから、それを直しますっていうことでやっていたんですけども、それを失念しまったということで、それが修正されずにそのまま載っかってしまっていたというのが現状でございます。そこは事務的なミスが

	<p>あったということで非常に申し訳ございません。そういうことで、現状多分情報システムの保安林の箇所から除かれていると思うんですが、そこはまた改正に向けて作業を進めているというような状況でございますので、そこについては事務手続き上のミスということで改めて謝罪申し上げます。以上でございます。</p>
住民4	<p>保安林を向こうから言われたら、もうすぐ直しちゃう。昔の明治時代の登記とかそういう形で登記されていたものだから本当言いたい放題だと思うんですよね。そのところがおかしいなっていうふうに思っています。あと市の伊豆山の復旧計画の中では、荒地になっているわけですよね。荒地と保安林で、その所がもう太陽光になっている。それって本当、もう大分前から、あの場所はここおかしいところがあるよって言って、市の方には言っていたんですけども、誰もまだ気がついてない、まだ直してない。どういうふうな体制なのかなと思います。保安林の上に太陽光が乗っかっているっていう状況。あと、4の宅地造成のところ、B工区。この黄緑色の線があって、この間の議会で、どなたか分からないですけども、そのところでD工区の方が少し低く、4の宅地造成、①という、E工区とD工区この黄緑色の線のところがちょっと高くなっていて、D工区の方からは、水が流れてこない可能性が高いというふうになってるんですけども。そのD工区の水っていうのは、どこへ行っちゃうのか、その所を崩壊する、下の所がもうすでに崩れてますよね。そのところって本当に安全なのか。溜まった水はD工区からどこへ流れていくんですか。それを教えていただきたいと。</p>
熱海市	<p>すみません。よろしく願いいたします。今ご質問いただいた内容でございますけれども、水の流れについては、お調べさせていただきたいというふうに思います。</p> <p>あとその安全性というところにつきましては、協議を再開したと先ほどご説明をさせていただいたところでございます。それにつきましても、今県と市も含めまして、パトロールをしているところでございますので、危険性等をいち早く確認できるような体制をとっているというところでご理解をいただきたいというふうに思っております。以上でございます。</p>
住民4	<p>そうすると、E工区から流れてきた水が、下のもうすでに分譲されている所に行って、側溝の所に逢初川に流れないようにグレーチングをしましたよね、去年。それは県からこちらの方に水が流れてくる可能性があるからグレーチングでやってくれよってということで工事されていると思うんですけども。今までそのD工区の方から水が流れてこない、E工区の方から逢初川の方に水が流れてこないということと矛盾しないのかどうか。</p>
熱海市	<p>先ほどのE工区の方から水が流れて、市道が下にあるんですけど、そのグレーチングの取替の件ですが、先ほどご説明の中でもありましたが基本的には上流からの水が路面を伝わって、源頭部の方に流れ込んでいるということは確認できてはいないんですが、多少なりともやっぱり、路面水っていうのが染みる可能性はあるということで、一応対策としてグレーチングを部分的に設けて、少ない雨でも多い雨でも、そこで路面水を排出できるようなことをするためにグレーチングの設置はしています。よって、そこに流れてきたっていう痕跡はないんですけども、念のためというところで設置をした次第でございます。</p>
住民5	<p>すみません、何度も。D工区のことを考えていたんですけども、今お話を聞いてD工区のことだけではなく、盛土を撤去する後ろの北側の隣接地の所とかその後ろの産廃のある所もそうなんです、崩れる要因として、水しか考えていたらしゃらないように思うんです。だけど、土砂崩れ、土石流が起きる要因って果たして水だけでしょうか。南海トラフ地震が30年のうちに7割～8割の確率で起こるって言ってますよね。崩れますよね、きっと。震度5強から6弱、そのぐらいの地震がこの辺も来るよって言うている中で、雨だけでいいんでしょうか。</p>

	<p>雨であれば、前もって避難指示が出れば人は逃げるすることができますけれど、突然来た地震では逃げることはできません。また大勢の方が亡くなることになると思います。それでもそこは無視してて良いんでしょうか。むしろ雨よりも突然来る地震の方が人が亡くなる確率って高くないですかね。静岡新聞さん見ると、県の方で新アクションプログラムなんかもできて、亡くなる人8割～9割減らすんだというお話が新聞に載ってましたけれども。こういうものは、考えないで良いんでしょうか。いつ来るか分からないから、だからとりあえず良いんじゃないのってそういうことなんですかね。だけど、川は30年に1度の確率で、直しますよっていうのに、30年以内に7割～8割の確率で起こる地震に対して、いつ起こるか分からないからそれはそれでしょうがないんじゃないっていうのは、下に住んでる人は納得できないですよ。あなた達死になさいって言われてるのと同じですよ。すぐ下にあって落ちてきたら、死んじゃいますよね。大丈夫だよって言って欲しいですよ、その人たちだって。その辺ってどうなんですか。地震は考えなくても良いんですか。</p>
司 会	<p>その6の箇所の地震が与える影響というご趣旨だけではなくて。</p>
住民5	<p>D工区だって安定していて今のところ崩れることはないよというふうに説明されましたけど。じゃあ今震度6強が来たらどうするの。逃げる暇ないですよ。分かっているのに地震は必ず来るじゃないですか、早かれ遅かれ。分かっているのに、そのままにして、また人が亡くなるのをそのまま見過ごすんですかって、そういうことです。</p>
熱海市	<p>すみません、まちづくり課でございます。今ご質問のD工区につきましてご説明させていただいたとおり、協議を再開させていただいたところで、ご報告を申し上げたところでございますが、それは、今ご指摘を受けたように、あらゆる災害に対しても、今ある状況が技術基準に適合しているのかということも含めまして、指導にあたっていきたいというふうに思っておりますので、災害はそれだけじゃないというふうに思っております。以上でございます。</p>
住民5	<p>結局全部取らなきゃ落ちてくる可能性ってゼロにならないですよ。そういうことも含めて考えているとそういうことでよろしいですか。</p>
熱海市	<p>はい、あくまでも所有者さんに対する指導というところがございますので、あくまでも技術基準に適合したものというところが範囲になってしまうかもしれませんが、その範囲をまた明確になり次第、住民の皆様にはご報告するよう努めて参りたいと思っております。以上です。</p>
住民5	<p>D工区については、市が責任を持って所有者と話をしていくということで間違いないですね。</p>
熱海市	<p>市だけではなく、県と市連携してということでございます。</p>
司 会	<p>それでは他にいかがでございましょうか。お時間も長くなってございますので、もしよろしければあと1人ぐらいいらっしゃいましたらお受けいたしますが、いかがでしょうか。</p>
住民7	<p>昨日のですね、静岡新聞や今日の熱海新聞にも載っておりましたけど、土石流の起点付近の盛土から、2021年3月の東京電力福島第1原発事故で被災したと思われる放射性物質セシウム134というのが、検出されたという報道がありました。このセシウム134というのは、私たちの今後生活していくのに影響があるのかどうかということをお聞きしたいなというふうに思います。ちょっとよく分からないような放射性物質なんですけど、これが盛土の中から出てきたということは、これからも出る可能性が多分あるんじゃないかなと。産業廃棄物の中に含まれてたということなものですから、それがもし、私たちの住んでいるところへ流れてきたら今まで農家の方とか色々家の周りで野菜物を作っていた方にも影響が出てくるのかどうかということをお聞きしたいと。よろしくお願</p>

	ます。
司 会	はい、ありがとうございます。こちらは、静岡県様でよろしいでしょうか。
静岡県	はいご質問ありがとうございます。放射性物質の話はですね、実は土石流が起きた直後も同じような疑問を持たれる方がいらっしゃいまして、県の方で調査をしております。その時も、どうしても福島第1原発の関係で全国的にも放射性物質が流れてきたという事実がございまして、その辺りを調べてですね、結果としては、当然ゼロということではなくこの時セシウム137というものを基準にして調べております。ただし健康に影響があるレベルではなくて、かなり低いレベルですので、そちらは心配ないということが出ています。今回も土がどちらから来たかというところを調べるために時期等特定できるということで、こちらのセシウムの概要を調べたというふうに我々聞いていまして、調査報告書をまだ細かく読んでいませんので、そこはまた中を拝見してしっかりどういうものかというのはご報告しますが、今のところそういう意味では健康上の被害はないというふうに考えております。
住民7	わかりました。またよろしく願います。
司 会	それではですね、以上をもちましてですね、午前の説明会は終了とさせていただきますたく存じます。今後も、こういった情報の発信につきましては、引き続き進めて参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。 それでは本日でございますが、長時間にわたりありがとうございます。